

七飯町観光PRキャラクター

「ポロトくん・ポントちゃん」イラスト使用の手引き

「ポロトくん・ポントちゃん」のイラストは、観光PR目的での使用（パンフレット・雑誌等の印刷物など）又は商用目的での使用（販促用景品や商品パッケージ）をすることが出来ます。別紙『「ポロトくん・ポントちゃん」イラスト使用に関する規程』をご理解いただき、使用申請書をご提出ください。また、イラスト使用時は下記項目を遵守下さい。

- ① 「ポロトくん・ポントちゃん」は北海道駒ヶ岳と大沼・小沼の形状をイメージに作られたキャラクターです。七飯町や大沼国定公園と無関係の商品、印刷物等への利用は許可されない場合があります。キャラクタープロフィール（別紙①）をご参照ください。
- ② 「ポロトくん・ポントちゃん」のイラストについて、使用いただけるのは、別紙②及び②-2 の計 22 パターンとなります。色の変更、縦横比の変更、動作の変更等のデフォルメは出来ません。白黒印刷は可とします。
- ③ 吹き出し等により、「ポロトくん・ポントちゃん」に特定の商品の紹介や会社名などを宣伝させることは出来ません。
- ④ イラスト使用時は、必ず「ポロトくん・ポントちゃん」及び「北海道七飯町大沼公園」のロゴを表記ください。ロゴ及び表記例は（別紙③）をご確認ください。なお、デザイン上の都合などでフォント等を変更したい場合は申請時に申し出下さい。
- ⑤ 製品又は対象物への販売者、製造者又は制作者の名称及び連絡先の表記については、商品自体への表記が難しい場合、包装用紙又はラベル等へ記載下さい。
- ⑥ 「ポロトくん・ポントちゃん」のイラストを使用した商品の販促として、広告等にイラストを使用する場合は別途申請ください。
- ⑦ イラストの使用許可を受けた権利を、第三者に譲渡又は転貸することは出来ません。
- ⑧ 使用申請書の提出から許諾まで、1 週間から 10 日ほど期間を要する場合があります。余裕を持って申請下さい。また、使用許諾書を受け取った後に、申請書に届け出た内容に変更が生じた場合は、再度使用申請書を提出ください。
- ⑨ 「ポロトくん・ポントちゃん」の着ぐるみについては、七飯大沼国際観光コンベンション協会に帰属しません。画像の使用や着ぐるみの出演等については、七飯町経済部商工観光課へお問合せください。

※その他ご不明の点は、七飯大沼国際観光コンベンション協会（電話 0138-67-3020）へお問合せください。